

許可番号 第03328130543号

# 産業廃棄物処分業許可証

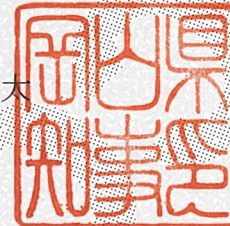
住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷 1 1 2 5  
名称 エコシステム山陽株式会社  
代表取締役 山田 耕司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 平成31年2月15日  
許可の有効年月日 令和8年2月14日



## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（焼却、破碎、混練）

### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、銚さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収義務対象物を除く。）を含む。） 以上16種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上7種類であり、破碎後全量焼却処理する。

混練：燃え殻（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、水銀含有ばいじん等（水銀回収義務対象物を除く。）を含む。） 以上1種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 種類：焼却施設1（2号炉）

設置場所：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字長尾659番2、字池ノ内667番

設置年月日：平成30年7月6日

処理能力：燃え殻 250.8、汚泥 127.2、廃油 57.6、廃酸 129.6、廃アルカリ 132.0、廃プラスチック類 63.6、紙くず 99.6、木くず 106.8、繊維くず 67.2、動植物性残さ 250.8、ゴムくず 67.2、金属くず 250.8、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず 250.8、銚さい 250.8、がれき類 250.8、ばいじん 250.8（単位：t/日（24時間））

許可年月日：平成30年7月6日

許可番号：第8-（13の2）-2号

【以下裏面に記載】

(2) 種類：焼却施設 2 (3号炉)

設置場所：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字長尾658番、659番1、659番2、字池ノ内668番、字繁山1129番8

設置年月日：平成30年7月6日

処理能力：燃え殻 196.6、汚泥 240.0、廃油 120.0、廃酸 259.2、廃アルカリ 240.0、廃プラスチック類 132.0、紙くず 204.0、木くず 205.1、繊維くず 139.2、動植物性残さ 172.8、ゴムくず 136.8、金属くず 79.6、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 80.0、鉱さい 80.0、がれき類 80.0、ばいじん 91.8 (単位：t/日 (24時間))

許可年月日：平成30年7月6日

許可番号：第8-(13の2)-3号

(3) 種類：焼却施設 3 (4号炉)

設置場所：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字池ノ内668番、672番、字平岡谷674番、字火ノ谷681番1、1114番3、1114番5、字繁山1129番7

設置年月日：平成23年8月12日

処理能力：燃え殻 17.8、汚泥 4.8、廃油 6.1、廃プラスチック類 8.0、金属くず 48.0、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 48.0、がれき類 48.0、ばいじん 48.0 (単位：t/日 (24時間))

許可年月日：平成28年2月3日

許可番号：第8-(12)-1号

(4) 種類：破碎施設

設置場所：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字平岡666番

設置年月日：平成8年6月21日

処理能力：3.42t/日 (8時間)

(5) 種類：混錬施設

設置場所：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字池ノ内668番、字繁山1114番5、1129番7

設置年月日：平成11年8月10日

処理能力：150t/日 (12時間)

3. 許可の条件

(1) 事業場の所在地：岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字池ノ内668番地外40筆

(2) 事業場の面積：89,214.41m<sup>2</sup>

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月1日 新規許可

平成31年2月15日 更新許可 (優良認定)

令和2年4月17日 変更届 (代表者の変更等)

令和4年4月21日 変更届 (代表者の変更等)

令和4年7月13日 許可の条件の記載事項の修正

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有